

発議案第 31 号

塚本路明副議長に対する不信任決議について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 29 年 9 月 27 日

八千代市議会

議長 成 田 忠 志 様

提出者	八千代市議会議員	木 下 映 実
	同	正 田 富美恵
	同	末 永 隆
	同	立 川 清 英
	同	緑 川 利 行
	同	西 村 幸 吉
	同	林 利 彦
	同	江野澤 隆 之
	同	伊 東 幹 雄
	同	林 隆 文
	同	横 山 博 美
	同	小 澤 宏 司
	同	山 口 勇
	同	河 野 慎 一
	同	松 崎 寛 文
	同	堀 口 明 子

同	植	田	進
同	伊	原	忠
同	原	弘	志
同	橋	本	淳
同	奥	山	智
同	菅	野	文男
同	高	山	敏朗
同	三	田	登

## 提案理由

本市議会は、塚本路明副議長を信任しない。

これが本案を提出する理由である。

## 塚本路明副議長に対する不信任決議

議員は、市政に関する権限及び責務を深く自覚し、市民全体の奉仕者として市民の信頼に値する高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従い、その使命の達成に努めなければならない。また、副議長は本来、議会が円滑に運営されるよう議長を補佐すべき立場であるとともに、議長に事故等があるときには、議長の職権を行使する地位にある。

塚本路明副議長は、その職責と立場を十分に認識し、市民の模範となるよう行動しなければならないにもかかわらず、自身の行動により、議会に対する市民の信望を失墜させた。議会は、塚本路明副議長が八千代市議会の副議長の職を担うにふさわしいか否かを協議したが、もはや副議長の職を務めるにたえないと判断せざるを得ない。

よって、議会は、塚本路明副議長を信任しない。

以上、決議する。

平成29年9月27日

八千代市議会